【注意事項】

・　本申請書は、企業年金連合会の会員向けページに公開される「総合型DBのＡＵＰ業務提供者名簿」（以下「名簿」という。）へ、会員事務所連絡先の掲載を希望する際に、使用するものです。名簿への掲載希望者は、本申請書を所定のメールアドレス（nenkin-aup@sec.jicpa.or.jp）へ送信するようお願いいたします。

・　名簿に掲載された会員が公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号。以下「法」という。）又は日本公認会計士協会会則（以下「会則」という。）に基づく懲戒処分（※）を受けた場合、掲載されている会員事務所連絡先が名簿から削除されます。名簿への再掲載を希望する際は、改めて本申請書の提出が必要となります。

・　企業年金連合会の会員向けページに名簿が公開されたことにより発生した不利益について、当協会は一切の責任を負うものではありません。

※　懲戒処分とは以下の各号を指します。

一　法第二十九条第一号に定める戒告の処分を受けた場合

処分の日から１か月を経過する日までの間

 二　法第二十九条第二号に定める二年以内の業務停止の処分を受けた場合

処分の日から当該業務停止期間が終了する日までの間

 三　会則第67条第２項第一号に定める戒告の処分を受けた場合

処分の日から１か月を経過する日までの間

 四　会則第67条第２項第二号に定める会員及び準会員に与えられた権利の停止の処分を受けた場合

処分の日から当該停止期間が終了する日までの間

 五　会則第67条第２項第四号に定める本会からの退会の勧告の処分を受けた場合

処分の日から当該勧告が効力を有しなくなる日までの間

 六　会則第31条の３第３項に定める公表の措置を受けた場合

措置の日から会則第30条に定める変更登録の申請がされる日までの間

 七　会則第128条第４項に定める公表の措置を受けた場合

措置の日から会則第123条に定める研修履修結果（義務達成（継続的専門研修制度に関する細則第31条第１項第１号に定める義務達成をいう。）と判定された場合に限る。）の通知が発出される日までの間

 八　会則第197条第３項に定める便益提供停止の措置を受けた場合

措置の日から当該停止期間が終了する日までの間

年金基金ＡＵＰ研修受講者名簿への掲載希望に係る申請書

記入日　：　　　　　　　年　　　　月　　　　日

私は、日本公認会計士協会が提供する「総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続業務等の解説」研修を受講し、

上記注意事項を理解の上、年金基金ＡＵＰ研修受講者名簿への掲載を希望しますので、以下のとおり事務所情報を提出いたします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 会員番号 | 氏名 | 事務所名 | 事務所住所　（郡・市・特別区までご記入ください、番地等の記載は不要です。） |
|  |  |  | 〒　　　　－　　　　　　 |
| 会員種別 | 所属地域会 | 連絡先電話番号（複数ご記入も可能です） | 連絡先メールアドレス、又は事務所公式HPリンク |
| 会員　・　準会員 |  |  |  |

本申請書へ必要事項を記入の上、以下連絡先へメールでの送信をお願いします。

＜連絡先＞

日本公認会計士協会　業務本部

企業会計グループ

電子メール：[nenkin-aup@sec.jicpa.or.jp](https://jicpa.or.jp/news/information/files/nenkin-aup%40sec.jicpa.or.jp)

ＴＥＬ：03-3515-1128